

# 守山市消費増税対策住宅等 改修助成を実施します

商工観光課 ☎・☎(582)1131 ☎(582)1166

消費増税による市内経済への影響緩和、地域経済の活性化および個人消費の拡大を目的とし、住宅など(住宅・店舗)の改修工事を行った場合などに助成金を交付します。

## ■助成額

助成対象工事費100万円以上(消費税抜き)に対し、一律10万円

■助成対象者 市内に住所を有し、市税などを滞納していない人

## ■助成対象となる住宅・店舗

平成31年4月1日～令和2年3月31日に工事請負契約を締結し、令和元年10月1日～令和2年3月31日に引渡しを受けたもので、下記の要件を全て満たすもの(消費税率10%が適用されるもの)

### ■住宅

- ・市内にあり、申請者が現に居住している住宅
- ・申請者または申請者と生計を一にする者および申請者と2親等以内の親族が所有する住宅

### ■店舗

- ・市内で営業している店舗(法人にあっては市内に本店が登記してあること)
- ・中小企業であること(中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する店舗)
- ・小売業、一般飲食業、洗濯業、理容業、美容業およびこれに類する業をしている店舗
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項に規定する営業を行う店舗でないこと
- ・助成対象者が所有または賃借(使用貸借)する店舗

## ■助成対象となる工事

原則「市内に本社または本店を有する法人」または「市内に事業所を有する個人」の施工業者が施行し、以下に該当する工事

内装工事、外装工事、住宅設備工事、エコリフォーム工事、バリアフリー改修工事、助成対象工事と合わせて施工されるエアコン設置工事および太陽光発電システム設置工事(※全量買取は対象外)、次世代住宅ポイント制度のリフォーム対象工事およびこれらに付帯する工事

## ■助成の制限

- ・助成金の交付は、同一人または住宅などで1回のみ。
- ・守山市耐震改修・住宅等リフォーム工事促進助成制度(平成25～27年)またはおもてなしトイレ改修工事助成制度(平成28年度)の助成および今年度に国の制度、県、市の他制度(木造住宅耐震改修事業補助金、高齢者住宅小規模改造助成事業、三世代同居促進事業補助金)により補助金などを受けた住宅などは申請不可(国の次世代住宅ポイントとの併用は可)。

甲 10月1日～令和2年3月31日(予算に達し次第終了)に申請書などを商工観光課へ提出。

他 要項などは9月2日(月)から商工観光課、守山商工会議所で配布。また市ホームページからもダウンロード可。